

○ 芥北町環境美化推進に関する条例  
平成5年3月22日条例第20号  
芥北町環境美化推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、家庭及び事業所から排出される廃棄物、空き缶等の処理及び空き地等の管理その他環境美化推進に関し必要な事項を定め、町民の良好な生活環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 町民 芥北町民、滞在者及び旅行者をいう。
- (3) 事業者 芥北町内で事業活動を営む者をいう。
- (4) 空き缶等 金属、ガラス、紙及び石油化学製品等の飲食料容器をいう。
- (5) 回収容器 空き缶等を回収するための容器で規則で定めるものをいう。

(町の責務)

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、環境美化推進に関する施策（以下「施策」という。）を策定し、これを実施するものとする。

2 町長は、町民及び事業者に対して、環境美化を推進するため、意識の向上、知識の普及等その啓発を図るものとする。

(町民及び事業者の責務)

第4条 町民及び事業者は、道路、河川、水路、溜池、海岸、公園、広場その他公共の場所及び他人が所有し管理する場所に廃棄物及び空き缶等を捨ててはならない。

2 町民及び事業者は、家庭及び事業所外で自ら生じさせた廃棄物及び空き缶等は、持ち帰る等散乱防止を図り、環境美化に努めなければならない。

3 町民及び事業者は、廃棄物及び空き缶等については、減量化を図り、その適正処分と再資源化に努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。

(自然環境の保全と緑化)

第5条 町民及び事業者は、自然環境を破壊しないよう努め、自然を育み、草花、樹木の植栽等、美しい環境づくりに努めなければならない。

(排水の処理)

第6条 町民及び事業者は、地域の水辺環境の水質の保全を図るため、家庭及び事業場からの排水については、浄化施設等の整備を図り、水質浄化施策に協力しなければならない。

(空地等の管理)

第7条 建造物等のない宅地及び建造物等の所在地周辺で、現に人が使用していない土地（以下「空き地」という。）の所有者又は管理者は、その空き地に繁茂した雑草を除去する等清潔に保つことにより、蚊、はえ等の発生を防止するとともに、廃棄物等の不法投棄を未然に防止する等、その空き地を適正に管理しなければならない。

2 現に人が使用していない建物の所有者又は管理者は、その建物の整備及び清掃等を実施し、危険の予防及び清潔の保持に努め、適正に管理しなければならない。

(環境美化重点地域の指定)

第8条 町長は、特に環境美化の推進を図る必要があると認める地域を、環境美化重点地域に指定することができる。

2 町長は、前項の規定による指定をしたときは、これを公表するものとする。

(自動販売機による飲食料品販売者の責務)

第9条 空き缶等に収納した飲食料品を自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）で販売する者は、回収容器を設置し、回収した空き缶等は適正に処理しなければならない。

2 前項の規定により販売する者は、その販売に係る空き缶等の散乱を防止するため、消費者に対する啓発その他必要な措置を講じなければならない。

(自動販売機設置等の届出)

第10条 自動販売機により飲食料品を販売する者は、当該自動販売機ごとに、設置の日から20日以内に規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。当該届出に係る事項を変更したとき、又はその届出に係る販売を廃止したときも同様とする。

2 町長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。

3 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に貼付して表示しなければならない。

(回収容器の届出)

第11条 第9条第1項の規定に基づき、回収容器を設置した者は、設置の日から20日以内に規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(勧告及び命令)

第12条 町長は、第4条、第6条及び第7条の規定に違反し、地域の清潔その他生活環境を著しく害していると

認められる者に対し、その違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告し、又は命令することができる。

2 町長は、第9条第1項、第10条、前条の規定に違反していると認められるときは、その者に対して、その違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告し、又は命令することができる。

(公表)

第13条 町長は、前条第2項の命令に従わない場合には、その氏名を公表することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第4条第1項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、既に自動販売機を設置し、又は回収容器を設置している者についても第10条及び第11条の規定を適用する。この場合における届出の規定は、「設置の日から20日以内」とあるのは「この条例の施行の日から50日以内」と読み替えて適用する。

附則（平成12年条例第23号）

この条例は、平成12年6月1日から施行する。